大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第9条第3項 の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 会議は、大館市、比内町、田代町及び小坂町の合併に対する姿勢を確立し、法定協議会の設置を目的として運営することを基本原則とする。
- 2 任意協議会の委員(以下「委員」という。)は、前項の基本原則を踏まえ、効率的か つ円滑な会議運営に協力しなければならない。
- 3 会議は、公開を原則とする。

(会議の開閉等)

- 第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整がつかず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同を もって議事を進めるものとする。

(会議録)

- 第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者及び欠席者の氏名
 - (3) 会議事項
 - (4) 会議経過
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項
- 2 会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する。
- 3 会議録及び会議資料は、これを公開する。

(傍聴)

- 第6条 会議は、これを傍聴することができる。
- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(規律)

- 第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をして はならない。
- 2 会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会が設置された日に、その効力を失う。